

畜産高度化支援リース事業留意事項（通常リース用）の一部改正

改正後	現 行
<p>本留意事項は、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日付け22環機第448号、以下「実施要領」という。）に定める経営リース、食肉リース及び生乳リースを実施するために留意すべき事項について説明します。</p> <p>なお、用語の定義は、実施要領に定義した用語を使用します。</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 貸付施設等の範囲は、実施要領及び「中古機械・装置の貸付けに関する基準」（平成27年4月3日27環機第354号制定）に基づく施設・機械・装置等（中古機械等を含む。）になります。実施要領の別表1から<u>3</u>の項目に記載された種類に該当し、品目欄にない施設・機械・装置等については、あらかじめ機構の担当者に<u>問い合わせてください。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 貸付対象施設等の範囲について [削る]</p>	<p>本留意事項は、畜産高度化支援リース事業実施要領（平成22年5月28日付け22環機第448号、以下「実施要領」という。）に定める<u>環境リース</u>、経営リース、食肉リース及び生乳リースを実施するために留意すべき事項について説明します。</p> <p>なお、用語の定義は、実施要領に定義した用語を使用します。</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 貸付施設等の範囲は、実施要領及び「中古機械・装置の貸付けに関する基準」（平成27年4月3日27環機第354号制定）に基づく施設・機械・装置等（中古機械等を含む。）になります。実施要領の別表1から<u>4</u>の項目に記載された種類に該当し、品目欄にない施設・機械・装置等については、あらかじめ機構の担当者に<u>問い合わせ下さい。</u> <u>ただし、環境リースの対象となる貸付施設等は、新品のみを対象とし、中古機械等は除きます。</u></p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>2 貸付対象施設等の範囲について <u>(1) 環境リース</u></p>

	<p><u>ア. 家畜ふん尿処理施設等</u></p> <p><u>(ア) 家畜ふん尿処理施設とは、家畜ふんや浄化槽等から発生する汚泥を堆肥処理するために必要となる処理施設（堆肥舎、乾燥舎及び発酵舎）、家畜尿や畜舎汚水进行处理するために必要な処理施設（貯留槽及び浄化槽）とします。堆肥（液肥を含む）置き場（保管庫）、副資材置き場等家畜ふん尿処理に直接関わらない施設はリースの対象外とします。</u></p> <p><u>(イ) 堆肥舎の屋根掛けには、屋根・柱の設置のほか、堆肥舎の壁の設置も含むものとします。この場合、壁のみの設置はリースの対象外とします。</u></p> <p><u>(ウ) ふん尿処理機械・装置は、ふん尿処理施設に設置する家畜ふん尿処理に直接必要となる機械・装置が対象となります。家畜ふん尿処理に直接関わらないバーンクリーナー、堆肥（液肥を含む）の運搬用機具や散布機、成型圧縮機及び袋詰装置等は対象外とします。</u></p> <p><u>(エ) 密閉発酵装置、いわゆる縦型コンポストや横型コンポストは、家畜ふん尿処理機械・装置の中の発酵装置が該当します。</u></p> <p><u>(オ) 繰り返し作業機とは、家畜ふん尿の繰り返し作業を行うことを目的に、家畜ふん尿処理施設と一体的に整備（処理施設と同時に申請する場合のみ「一体的に整備」と見なします。）する場合のみリースの対象とします。このため、家畜ふん尿の繰り返しに係る作業（畜舎から堆肥舎へのふん尿の</u></p>
--	---

運搬、堆肥舎内での切り返し、処理後のたい肥の積み込み）以外での利用を行う場合は、リースの対象外となります。

なお、切り返し目的であっても、汎用性の高いトラクターはリースの対象とはなりません。

(カ) 家畜ふん尿処理施設及び家畜ふん尿処理機械・装置に係る電気設備等の附帯施設については、家畜ふん尿処理施設及び家畜ふん尿処理機械・装置と一体的に整備する場合はリースの対象としますが、電気設備等の附帯施設のみの整備はリースの対象外とします。

(キ) 送風機・装置（ブロー）の設置については、家畜ふん尿処理施設又は攪拌機（装置）と一体的に設置する場合はリースの対象としますが、ブローのみの設置はリースの対象外とします。

(ク) 畜産排水の浄化・液肥化処理施設等とは、尿排水、畜舎洗浄による排水及びパーラー排水の処理施設等を指し、実施要領別表 1 のふん尿処理機械・装置の浄化装置に含むものとします。

(ケ) 実施要領の別表 1 の（1）のふん尿処理施設（貯留槽、浄化槽、屋根を除く。）の品目欄に記載の「主として」とは、施設等の柱及び梁の材料のうち、面積、体積等で最も使用割合が多いと判断される材料を指します。

イ. 衛生関連施設等

(ア) 死亡家畜保管用冷凍・冷蔵庫等とは、死亡家畜を適切に外部と隔離できる構造であれば、冷凍・

(1) 経営リース

ア. [略]

イ. トラクター等汎用性の高い貸付施設等を希望する場合、実施要領の別表 1の項目に即した利用を満たす必要があります。

ウ. [前略]

補助事業で整備した施設に太陽光発電システム関連機器を設置する場合は、補助事業に基づく手続きを当リース事業の貸付契約前に確実に行ってください。手続きについては、補助事業元に問い合わせてください。

エ～カ [略]

キ. 希望する施設等が実施要領の別表 1の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等である場合、実施要領の第 1 の 2 の (1) のアの (オ) に定める施設等に該当するかどうかについて、あらかじめ当機構

冷蔵設備の有無は問いません。

適切に外部と隔離できる構造とは、扉又は蓋等により外部と内部を遮断できる構造とします。

(イ) 防鳥ネットは、網目の幅が 2 cm 以下のもの又はそれと同等の効果を有するものと認められるものをリースの対象とします。

ウ. 希望する施設等が実施要領の別表 1 の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等である場合、実施要領の第 1 の 2 の (1) のアの (ク) に定める施設等に該当するかどうかについて、あらかじめ当機構の担当者に問合せてください。

(2) 経営リース

ア. [略]

イ. トラクター等汎用性の高い貸付施設等を希望する場合、実施要領の別表 2の項目に即した利用を満たす必要があります。

ウ. [前略]

補助事業で整備した施設に太陽光発電システム関連機器を設置する場合は、補助事業に基づく手続きを当リース事業の貸付契約前に確実に行ってください。手続きについては、補助事業元にお問い合わせください。

エ～カ [略]

キ. 希望する施設等が実施要領の別表 2の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等である場合、実施要領の第 1 の 2 の (2) のアの (オ) に定める施設等に該当するかどうかについて、あらかじめ当機構

の担当者に問い合わせてください。

ク. 実施要領の別表 1の(1)のふん尿処理施設(貯留槽、浄化槽、屋根を除く。)、(2)の飼料貯蔵用施設(屋根を除く。)及び(3)の家畜飼養管理施設(屋根を除く。)の品目欄に記載の「主として」とは、施設等の柱及び梁の材料のうち、面積、体積等で最も使用割合が多いと判断される材料を指します。

(2) 食肉リース

ア. [略]

イ. 食肉販売店に貸付けできる貸付施設等は、別表 2の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。

ウ. 食肉センター等に貸付けできる貸付施設等は、別表 2の(2)の肉畜のと畜解体から部分肉処理加工、それらの配送等に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。

エ. [略]

オ. 希望する施設等が実施要領の別表 2の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等である場合、実施要領の第1の2の(2)のアの(エ)に定める施設等に該当するかどうかについて、あらかじめ当機構の担当者に問い合わせてください。

(3) 生乳リース

ア・イ [略]

ウ. 希望する施設等が実施要領の別表 3の項目の種類

の担当者に問合せてください。

ク. 実施要領の別表 2の(1)のふん尿処理施設(貯留槽、浄化槽、屋根を除く。)、(2)の飼料貯蔵用施設(屋根を除く。)及び(3)の家畜飼養管理施設(屋根を除く。)の品目欄に記載の「主として」とは、施設等の柱及び梁の材料のうち、面積、体積等で最も使用割合が多いと判断される材料を指します。

(3) 食肉リース

ア. [略]

イ. 食肉販売店に貸付けできる貸付施設等は、別表 3の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。

ウ. 食肉センター等に貸付けできる貸付施設等は、別表 3の(2)の肉畜のと畜解体から部分肉処理加工、それらの配送等に必要な施設等に掲げる施設・機械・装置等になります。

エ. [略]

オ. 希望する施設等が実施要領の別表 3の項目の種類に該当しない施設・機械・装置等である場合、実施要領の第1の2の(3)のアの(エ)に定める施設等に該当するかどうかについて、あらかじめ当機構の担当者に問合せてください。

(4) 生乳リース

ア・イ [略]

ウ. 希望する施設等が実施要領の別表 4の項目の種類

に該当しない施設・機械・装置等である場合、実施要領の第1の2の(3)のアの(シ)に定める施設等に該当するかどうかについて、あらかじめ当機構の担当者に問い合わせてください。

3 借受者の範囲等について  
[削る]

に該当しない施設・機械・装置等である場合、実施要領の第1の2の(4)のアの(シ)に定める施設等に該当するかどうかについて、あらかじめ当機構の担当者に問合せてください。

3 借受者の範囲等について  
(1) 環境リース

ア. 直接リース方式で貸付けができる者は、①畜産経営を営む農業者、②畜産経営を営む法人経営（中小法人）、③農業の振興を目的とする団体（実施要領第1の2の(1)のイの(ア) b、c 又は i に該当する者をいう。以下「団体等」という。）、④堆肥センター（実施要領第1の2の(1)のイの(イ)の a の(c)に該当する者をいう。）、⑤と畜場（実施要領第1の2の(1)のイの(イ)の a の(d)に該当する者をいう。なお、株式会社の場合は農協、農協連、都道府県又は農畜産業振興機構が発行済み株式のうち議決権の過半数を所有しているものとする。）及び⑥集団（①、②を含む2以上の農業者で構成する集団をいう。）とします。

イ. 間接リース方式で貸付けができる者（借受団体）は、ア. の③の団体等とし、その構成員等（公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人並びに一般財団法人の構成員は除く。）又はア. の者に対し、直接又は転貸貸付団体を介して再貸付けできます。

ウ. 集団で貸付申請する場合は、当該集団において組織規程、会計規程が整備されているとともに、毎年

(1) 経営リース

ア. 直接リース方式で貸付けができる者は、①畜産経営を営む農業者（実施要領第1の2の(1)のイの（イ）のe及びfの要件を満たす必要があります。）、②畜産経営を営む法人経営（中小法人）、③農業の振興を目的とする団体（実施要領第1の2の(1)のイの（ア）のb、c、h又はiに該当する者をいう。以下「団体等」という。）、④コントラクター等（実施要領第1の2の(1)のイの（イ）のaの（d）については、要件に適合することが確認できる書面を添付してください。）、⑤堆肥センター（実施要領第1の2の(1)のイの（イ）のaの

度、役員会、総会等が定期的に開催されており、決算が役員会、総会等で承認されている必要があります。また、貸付施設等の利用に当たっては、貸付施設等共同利用契約書を作成する必要があります。

エ. 借受者は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、実施要領第1の2の(1)のオの規定に基づき、貸付申請時に「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書（環境リース）」（実施要領の様式1号-1の別紙）を提出してください。借受者が令和6年度において数量契約を締結している場合は、令和6年度の数量契約の写しを申告書に添付してください。また、令和5年度に数量契約を締結し令和6年度に同契約を締結していない場合は、その理由を書面に記載し、理由書として申告書に添付してください。

(2) 経営リース

ア. 直接リース方式で貸付けができる者は、①畜産経営を営む農業者（要領第1の2の(2)のイの（イ）のe及びfの要件を満たす必要があります。）、②畜産経営を営む法人経営（中小法人）、③農業の振興を目的とする団体（実施要領第1の2の(2)のイの（ア）のb、c、h又はiに該当する者をいう。以下「団体等」という。）、④コントラクター等（実施要領第1の2の(2)のイの（イ）のaの（d）については、要件に適合することが確認できる書面を添付してください。）、⑤堆肥センター（実施要領第1の2の(2)のイの（イ）のaの

(c)に該当する者をいう。団体を構成する養畜を行う者について、その畜種別の明細を添付してください。)、⑥農協等が議決権の過半数を持つ株式会社(農協、農協連、都道府県又は独立行政法人農畜産業振興機構(以下「振興機構」という。))が発行済み株式のうち議決権の過半数を所有しているものとする。)及び⑦集団(①、②又は③を含む2以上の農業者で構成する集団をいう。)とします。

イ. 間接リース方式で貸付けができる者(借受団体)は、ア. の③の団体等とし、その構成員等(公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人並びに一般財団法人の構成員等は除く。)又はア. の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して再貸付けできます。ただし、団体等のうち、実施要領第1の2の(1)のイの(ア)のhについては、肉用牛経営安定対策補完事業のうち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業により、リース料の軽減に要する経費の補助を受ける簡易牛舎等を再貸付する場合のみとします。

ウ. [略]

### (2) 食肉リース

ア. 別表2の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等を直接リース方式で貸付けできる者は、①食肉販売事業協、②食肉販売事業連、③農協等が株主であって議決権の半数所有し、かつ食肉販売を営む株式会社、④一般社団法人日本畜産副産物協会、⑤公益社団法人日本食肉市場卸売

(c)に該当する者をいう。団体を構成する養畜を行う者について、その畜種別の明細を添付してください。)、⑥農協等が議決権の過半数を持つ株式会社(農協、農協連、都道府県又は農畜産業振興機構が発行済み株式のうち議決権の過半数を所有しているものとする。)及び⑦集団(①、②又は③を含む2以上の農業者で構成する集団をいう。)とします。

イ. 間接リース方式で貸付けができる者(借受団体)は、ア. の③の団体等とし、その構成員等(公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人並びに一般財団法人の構成員等は除く。)又はア. の者に対し、直接又は転貸借受団体を介して再貸付けできます。ただし、団体等のうち、実施要領第1の2の(2)のイの(ア)のhについては、肉用牛経営安定対策補完事業のうち地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業により、リース料の軽減に要する経費の補助を受ける簡易牛舎等を再貸付する場合のみとします。

ウ. [略]

### (3) 食肉リース

ア. 別表3の(1)の食肉の加工、販売及び畜産副産物の処理に必要な施設等を直接リース方式で貸付けできる者は、①食肉販売事業協、②食肉販売事業連、③農協等が株主であって議決権の半数所有し、かつ食肉販売を営む株式会社、④一般社団法人日本畜産副産物協会、⑤公益社団法人日本食肉市場卸売



協会、⑥公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は⑦①、②、④若しくは⑤の法人の直接又は間接の組合員であって、同施設等を自ら使用する場合に限られます。

[後略]

イ. 別表2の(2)の肉畜のと畜解体から部分肉処理加工、それらの配送等に必要な施設等を直接リース方式で貸付けできる者は、①都道府県の全部又は一部の区域を地区とする農協連、②国又は振興機構の補助事業により整備された施設を有する法人(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)、③②を除く中小法人又は④公益財団法人日本食肉生産技術開発センターであって、同施設等を自ら使用する場合に限られます。

[後略]

(3) 生乳リース

[略]

4 [略]

5 貸付期間について

(1) 貸付施設等の貸付期間は、別表1から3の「貸付施設等及びその貸付期間」の貸付期間欄の年数になります。

(2) 貸付期間(法定耐用年数)の短縮又は延長を希望する場合、実施要領別紙様式の様式1号から3号、4号-2及び4号-3の「貸付期間の短縮又は延長」及び

協会、⑥公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は⑦①、②、④若しくは⑤の法人の直接又は間接の組合員であって、同施設等を自ら使用する場合に限られます。

[後略]

イ. 別表3の(2)の肉畜のと畜解体から部分肉処理加工、それらの配送等に必要な施設等を直接リース方式で貸付けできる者は、①都道府県の全部又は一部の区域を地区とする農協連、②国又は振興機構の補助事業により整備された施設を有する法人(独立行政法人及び地方公共団体を除く。)、③②を除く中小法人又は④公益財団法人日本食肉生産技術開発センターであって、同施設等を自ら使用する場合に限られます。

[後略]

(4) 生乳リース

[略]

4 [略]

5 貸付期間について

(1) 貸付施設等の貸付期間は、別表1から4の「貸付施設等及びその貸付期間」の貸付期間欄の年数になります。

(2) 貸付期間(法定耐用年数)の短縮又は延長を希望する場合、実施要領別紙様式の様式1号から4号の「貸付期間の短縮又は延長」及び「貸付期間の短縮又は延

「貸付期間の短縮又は延長の理由」の欄に記載することにより、短縮又は延長ができます。

- (3) 貸付期間の短縮については、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の70/100（端数切捨て）、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の60/100（端数切捨て）の期間までとします。

(4)・(5) [略]

## 6 貸付料について

### (1) 貸付料

ア～ウ [略]

エ. 貸付料の年4回払いを希望する場合

年4回の支払いを希望する場合は、貸付申請書（実施要領別紙様式 1号から3号又は 4号-1から4号-4）の「貸付料の納入方法」欄の□年4回払いに✓印を記入してください。

[後略]

(2) 基準料率より低い料率とすることができる者について

ア. 実施要領第3の4の(2)のアの(イ)及び(ウ)については、法人経営は代表者、個人経営においては農業経営主を指します。

長の理由」の欄に記載することにより、短縮又は延長ができます。

- (3) 貸付期間の短縮については、法定耐用年数が10年未満の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の70/100（端数切捨て）、法定耐用年数が10年以上の貸付施設等の場合は、法定耐用年数の60/100（端数切捨て）の期間までとします。ただし、貸付施設等が中古の機械・装置である場合及び経営リースと畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（機械導入事業）を併用する場合は、貸付期間を短縮することはできません。

(4)・(5) [略]

## 6 貸付料について

### (1) 貸付料

ア～ウ [略]

エ. 貸付料の年4回払いを希望する場合

年4回の支払いを希望する場合は、貸付申請書（実施要領別紙様式 1号、2号、3号又は 4号）の「貸付料の納入方法」欄の□年4回払いに✓印を記入してください。

[後略]

(2) 基準料率より低い料率とすることができる者について

ア. 実施要領第3の4の(2)のアの(イ)及び(ウ)並びにイの(イ)及び(ウ)については、法人経営は代表者、個人経営においては農業経営主を

イ. 実施要領第3の4の(2)のアの(エ)の家畜・畜産物に係るGAPとは、JGAP(家畜・畜産物)及びグローバルGAPを指します。都道府県GAP、その他民間団体が行っている独自GAPは対象としません。

[後略]

ウ. 実施要領第3の4の(2)のイの(エ)及びウのHACCP等の認証とは、総合衛生管理製造過程承認制度、ISO22000、FSSC22000、SQF2000、GRMS(Global Red Meat Standard)、IFS Food Standard、BRC GLOBAL STANDARD又はJFS-B/Cとします。都道府県が独自に認証しているHACCPや事業者が独自に認証しているHACCPは対象としません。

[後略]

#### 7 貸付施設等の譲渡について

(1) [略]

(2) 車両の譲渡については、譲渡代金の納入を確認後、機構から借受者等への所有権移転手続きが必要となる委任状、理事長の印鑑証明、譲渡証明書を借受団体等あて送付しますので、速やかに手続きを執ってください。

#### 8 貸付施設等のうち車両に係る車両登録及び自動車税について

(1) トラック及びダンプカー並びに公道を走行するショ

指します。

イ. 実施要領第3の4の(2)のアの(エ)及びイの(エ)の家畜・畜産物に係るGAPとは、JGAP(家畜・畜産物)及びグローバルGAPを指します。都道府県GAP、その他民間団体が行っている独自GAPは対象としません。

[後略]

ウ. 実施要領第3の4の(2)のウの(エ)及びエのHACCP等の認証とは、総合衛生管理製造過程承認制度、ISO22000、FSSC22000、SQF2000、GRMS(Global Red Meat Standard)、IFS Food Standard、BRC GLOBAL STANDARD又はJFS-B/Cとします。都道府県が独自に認証しているHACCPや事業者が独自に認証しているHACCPは対象としません。

[後略]

#### 7 貸付施設等の譲渡について

(1) [略]

(2) 車両の譲渡については、譲渡代金の納入を確認後、機構から借受者等への所有権移転手続きが必要となる委任状、理事長の印鑑証明、譲渡証明書を借受団体等あて送付しますので、速やかに手続きを執って下さい。

#### 8 貸付施設等のうち車両に係る車両登録及び自動車税について

(1) トラック及びダンプカー並びに公道を走行するショ

ベルローダー等にあつては、必ず、車両登録をしてください。

(2) 車両の新規検査登録に必要な機構の委任状、理事長の印鑑証明等書類は、適宜、機構に連絡の上受領し、所有者は機構、使用者は借受者として登録してください。

(3) [略]

## 9 保険の加入について

### (1) 動産総合保険以外の保険の加入

ア. [略]

イ. 借受者が損害保険及び車両保険に加入したときは、当該保険に係る保険証書の写を機構に提出してください。

ウ. [略]

### (2) 動産総合保険の加入

損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等以外は、機構が一括して動産総合保険に加入します。

[削る]

ベルローダー等にあつては、必ず、車両登録をして下さい。

(2) 車両の新規検査登録に必要な機構の委任状、理事長の印鑑証明等書類は、適宜、機構に連絡の上受領し、所有者は機構、使用者は借受者として登録して下さい。

(3) [略]

## 9 保険の加入について

### (1) 経営リース、食肉リース及び生乳リース

ア. 動産総合保険以外の保険の加入

(ア) [略]

(イ) 借受者が損害保険及び車両保険に加入したときは、当該保険に係る保険証書の写を機構に提出して下さい。

(ウ) [略]

イ. 動産総合保険の加入

損害保険及び車両保険の対象となる貸付施設等以外は、機構が一括して動産総合保険に加入します。

### (2) 環境リース

ア. 構築物に係る損害保険、車両保険及び動産総合保険については、機構が借受者の委任を受けて当該保険に加入します。

イ. この場合、実施要領第6の1に基づき、貸付施設等の耐用年数又は貸付期間のいずれか短い年数に亘る損害保険料を、原則、機構が独立行政法人農畜産業振興機構の補助金交付を受けて借受者に代わり負

## 1 0 貸付施設等の維持管理等

### (1) 維持管理の原則

借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理するものとします。また、販売業者等が貸付施設等に貼付した記号シールが風雨等により剥がれる等確認ができなくなったときは、自ら確認ができるような措置を講じてください。

(2) 借受者は、貸付施設等の改造はできませんが、申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、改造を行うことができます。改造に当たっては、「機構の許可が必要な改造の考え方について」（平成23年5月17日制定）に基づき行ってください。

## 1 1 事故の発生の場合の措置について

(1) 貸付施設等に事故等が発生した場合は、直ちに、電話等で直接又は借受団体等を経由して機構に連絡して機構の指示を受けるとともに、「事故・故障状況報告書（速報）」により事故の内容等を借受団体等を経由して機構に報告してください。

(2) 動産総合保険に係る事故であって、保険会社に保険金を請求する場合は、「畜産環境整備機構損害保険要領（平成20年9月29日20環機第838号）第3の2の規定に基づく「貸付施設等事故・故障報告書」を提出してください。また、機構は、借受者からの同

担します。

## 1 0 貸付施設等の維持管理等

### (1) 維持管理の原則

借受者は、善良なる管理者の注意をもって貸付施設等を維持管理するものとします。また、販売業者等が貸付施設等に貼付した記号シールが風雨等により剥がれる等確認ができなくなったときは、自ら確認ができるような措置を講じて下さい。

(2) 借受者は、貸付施設等の改造はできませんが、申請に基づき機構がやむを得ない事情があるとして承認したときは、改造を行うことができます。改造に当たっては、「機構の許可が必要な改造の考え方について」（平成23年5月17日制定）に基づき行って下さい。

## 1 1 事故の発生の場合の措置について

(1) 貸付施設等に事故等が発生した場合は、直ちに、電話等で直接又は借受団体等を経由して機構に連絡して機構の指示を受けるとともに、「事故・故障状況報告書（速報）」により事故の内容等を借受団体等を経由して機構に報告して下さい。

(2) 動産総合保険に係る事故であって、保険会社に保険金を請求する場合は、「畜産環境整備機構損害保険要領（平成20年9月29日20環機第838号）第3の2の規定に基づく「貸付施設等事故・故障報告書」を提出して下さい。また、機構は、借受者からの同要領

要領第3の3の「貸付施設等事故・故障復旧報告書」の提出を受けて、保険会社から支払を受けた保険金を、原則として、借受団体等を通じて支払います。

- (3) 動産総合保険に係る事故以外の事故については、(2)の「貸付施設等事故・故障報告書」に準じて作成し、借受団体等を経由して機構に提出してください。

1 2 [略]

1 3 貸付けの申請について

(1) 貸付施設等の選定

ア. 貸付申請者は、リース対象施設等を選定する際、希望する機械・装置の性能、規模等の妥当性及びアフターサービスについて検討し、見積合わせ等を行い、できる限り低コストなものを選定するよう努めてください。

[後略]

[削る]

第3の3の「貸付施設等事故・故障復旧報告書」の提出を受けて、保険会社から支払を受けた保険金を、原則として、借受団体等を通じて支払います。

- (3) 動産総合保険に係る事故以外の事故については、(2)の「貸付施設等事故・故障報告書」に準じて作成し、借受団体等を経由して機構に提出して下さい。

1 2 [略]

1 3 貸付けの申請について

(1) 貸付施設等の選定

ア. 経営リース、食肉リース及び生乳リースにおいて、貸付申請者は、リース対象施設等を選定する際、希望する機械・装置の性能、規模等の妥当性及びアフターサービスについて検討し、見積合わせ等を行い、できる限り低コストなものを選定するよう努めてください。

[後略]

イ. 環境リースにおいて、貸付申請者は、リース対象施設等を選定する際、原則として、三者以上の業者から見積もりを提出させる等価格競争性を持った選定を行い、できる限り低コストなものを選定するよう努めてください。

なお、販売業者等が作成する見積書については、「販売業者等との売買事務手続き等について（詳細版）」を参考にしてください。

イ. 貸付申請者は、貸付対象施設等及び販売業者等の選定に当たって、原則として、予め銘柄又は販売業者等を特定した見積書の徴取とならないよう、適切に行ってください。また、見積合せの結果については、その都度、それを記録にとどめ、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間、関係書類とともに保管してください。

ウ. [略]

(2)・(3) [略]

(4) 貸付申請書の添付書類

ア [略]

イ. 貸付申請者は、貸付対象施設等及び販売業者等の選定に当たって、原則として、予め銘柄又は販売業者等を特定した見積書の徴取とならないよう、適切に行ってください。また、見積合せの結果については、その都度、それを記録にとどめ、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間、関係書類とともに保管してください。

ウ～ク [略]

ケ. 実施要領第1の3に基づくチェックシート

経営リース、食肉リース及び生乳リースごとに、別表「チェックシート提出一覧」の借受者の区分により、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づく「環境負荷低減のチェ

ウ. 貸付申請者は、貸付対象施設等及び販売業者等の選定に当たって、原則として、予め銘柄又は販売業者等を特定した見積書の徴取とならないよう、適切に行って下さい。また、見積合せの結果については、その都度、それを記録にとどめ、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間、関係書類とともに保管してください。

エ. [略]

(2)・(3) [略]

(4) 貸付申請書の添付書類

ア [略]

イ. 貸付申請者は、貸付対象施設等及び販売業者等の選定に当たって、原則として、予め銘柄又は販売業者等を特定した見積書の徴取とならないよう、適切に行って下さい。また、見積合せの結果については、その都度、それを記録にとどめ、貸付契約が終了した翌年度から起算して5年間、関係書類とともに保管してください。

ウ～ク [略]

ケ. 実施要領第1の3に基づくチェックシート

環境リース、経営リース、食肉リース及び生乳リースごとに、別表「チェックシート提出一覧」の借受者の区分により、「畜産における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行に係る方針並びに「みどりのチェックシート（畜産）」及びその解説書の一部改正について」（令和6年1月19日付け5畜産第2258号農林水産省畜産局企画課長通知）に基づく

ックシート」に記載された各取組について事業実施期間中に実施する旨をチェックして提出

なお、各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、別途指示する時期に当該チェックシートを提出

コ. 貸付申請額が1千万円以上の場合

実施要領様式1号から様式4号-4「貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等」の「1. 経営・財務の内容について」の「返済計画」を作成し、提出

サ. [略]

[削る]

シ. 経営リースにおいて貸付希望施設等が発電設備、受電設備等である場合

別紙2の「畜産経営体が了知している旨の書面（発電設備、受電設備等の適切な取扱いに関するチェックシート）」

「みどりのチェックシート（畜産）」又は「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和5年12月27日付け5環バ第311号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づく「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組について実施する旨をチェックして提出

コ. 貸付申請額が1千万円以上の場合

実施要領様式1号から様式4号「貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等」の「1. 経営・財務の内容について」の「返済計画」を作成し、提出

サ. [略]

シ. 環境リースにあつては、「配合飼料価格安定制度加入に関する申告書（環境リース）」（実施要領の様式1号-1の別紙）を提出

（ア）借受者が令和6年度において数量契約を締結している場合は、令和6年度の数量契約の写しを申告書に添付

（イ）借受者が令和5年度に数量契約を締結し令和6年度に同契約を締結していない場合は、その理由を書面に記載し、理由書として申告書に添付

ス. 経営リースにおいて貸付希望施設等が発電設備、受電設備等である場合

別紙2の「畜産経営体が了知している旨の書面（発電設備、受電設備等の適切な取扱いに関するチェックシート）」



ス. その他の提出書類等

申請の内容等により、上記に加え、審査に必要な書類

1 4 [略]

1 5 貸付施設等の納入及び検収について

(1) 貸付施設等の検収の実施

ア～ウ [略]

エ. 同一の貸付契約における複数の貸付施設等の検収は、原則として同一日で行ってください。

オ. 貸付施設等のうち、ダンプカー、ミルクタンクローリー、冷蔵・冷凍車など車両の検収日については、車両登録日になります。この場合の検収は、なるべく車両登録後、速やかに実施してください。

また、検収時に自動車保険への加入を「損害保険加入確認書」（「畜産環境整備機構損害保険要領」別紙様式第4号）により確認してください。

カ [略]

1 6 貸付契約の変更等について

(1) 貸付契約の変更

ア. 借受団体等は、借受者から貸付施設等の設置場所の変更及び借受者の変更等の契約事項の変更の相談等を受けたときは、できるだけ速やかに、機構が別に定める様式に従い、変更承認依頼文書等を作成し

セ. その他の提出書類等

申請の内容等により、上記に加え、審査に必要な書類

1 4 [略]

1 5 貸付施設等の納入及び検収について

(1) 貸付施設等の検収の実施

ア～ウ [略]

エ. 同一の貸付契約における複数の貸付施設等の検収は、原則として同一日で行って下さい。

オ. 貸付施設等のうち、ダンプカー、ミルクタンクローリー、冷蔵・冷凍車など車両の検収日については、車両登録日になります。この場合の検収は、なるべく車両登録後、速やかに実施して下さい。

カ. 経営リース、食肉リース及び生乳リースにおける車両については、検収時に自動車保険への加入を「損害保険加入確認書」（「畜産環境整備機構損害保険要領」別紙様式第4号）により確認して下さい。

キ [略]

1 6 貸付契約の変更等について

(1) 貸付契約の変更

ア. 借受団体等は、借受者から貸付施設等の設置場所の変更及び借受者の変更等の契約事項の変更の相談等を受けたときは、できるだけ速やかに、機構が別に定める様式に従い、変更承認依頼文書等を作成し

機構に提出してください。

イ. [略]

- (2) 借受団体等は、貸付契約上の地位の承継（借受者の変更）を申請する場合、変更後の借受者（「引受者」という。）が実施要領上に定められた資格要件を満たすとともに、「円滑な実施の確保について」記の1の（1）から（6）に該当しないことを確認してくだ  
さい。

(3) [略]

17・18 [略]

附 則

- 1 この留意事項は、平成25年4月8日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この留意事項の制定に伴い、畜産環境整備リース事業の留意事項（平成23年5月11日23環機第356号）、食肉販売等合理化施設整備リース事業の留意事項（平成23年5月11日23環機第356号）、生乳流通効率化支援リース事業の留意事項（平成23年5月11日23環機第356号）は廃止する。

附 則

この留意事項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

機構に提出して下さい。

イ. [略]

- (2) 借受団体等は、貸付契約上の地位の承継（借受者の変更）を申請する場合、変更後の借受者（「引受者」という。）が実施要領上に定められた資格要件を満たすとともに、「円滑な実施の確保について」記の1の（1）から（6）に該当しないことを確認して下  
さい。

(3) [略]

17・18 [略]

附 則

- 1 この留意事項は、平成25年4月8日から施行し、同年4月1日から適用する。
- 2 この留意事項の制定に伴い、畜産環境整備リース事業の留意事項（平成23年5月11日23環機第356号）、食肉販売等合理化施設整備リース事業の留意事項（平成23年5月11日23環機第356号）、生乳流通効率化支援リース事業の留意事項（平成23年5月11日23環機第356号）は廃止する。

附 則

この留意事項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、平成27年4月1日から施行し、中古機械等については、「中古機械・装置の貸付に関する基準」を制定した日から適用する。

附 則

この留意事項の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、平成30年4月4日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、令和3年4月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この留意事項の改正は、平成27年4月1日から施行し、中古機械等については、「中古機械・装置の貸付に関する基準」を制定した日から適用する。

附 則

この留意事項の改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、平成29年4月27日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、平成30年4月4日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この留意事項の改正は、令和3年4月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この留意事項の改正は、令和5年5月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この留意事項の改正は、令和6年5月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

附 則

1 この留意事項の改正は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正前の留意事項に基づき実施した貸付け及び貸付けに係る業務の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則

この留意事項の改正は、令和5年5月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この留意事項の改正は、令和6年5月20日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

[削る]

別表 チェックシート提出一覧

1. 環境リース

借受者 (実施要領第1の2の(1)のイの (ア)に掲げる者)	みどりのチェックシート(畜産)	環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け) (様式例3②)
a 畜産経営を営む農業者 (法人化しているものを除く。)	○	
b 農業協同組合	○	
c 農業協同組合連合会	○	
d 農事組合法人	○	
e 農事組合法人以外の農地所有資格 法人	○	
f 株式会社又は持分会社であって農 業を主たる事業として営むもの。	○	
g 特定農業団体	○	
h 中小企業等協同組合		○
i 一般社団法人又は一般財団法人		○
j 公社		○
k その他農業者の組織する団体	○	
l 協業組合		○
m PFI事業者		○
n 地方公共団体及び地域におけるバ イオマスの利活用に関与している 農林漁業者が組織する団体が参加 する共同事業体		○
o 第3セクター		○
p 消費生活協同組合		○
q 3戸以上の農業を営む個人が構成 員となっている任意団体	○	
r その他事業の目的を達成するため に特に必要なものとして、理事長 が適当と認めたもの		○

注1. 借受者には、実施要領第1の2の(1)のウに掲げる再借受者を含む。

2. b、c、f、h、i又はlのいずれかに該当する借受者が、と畜場(肉畜のと畜解体から部分肉まで一貫して処理を行う食肉処理施設(と畜場と食肉加工施設が同一の敷地内にあつて、一体的に機能しているものを含む。))で申請する場合は、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(食品関連事業者向け)」(様式例3①)を提出する。

別表 チェックシート提出一覧

1. 経営リリース

	借受者 (実施要領第1の2の(1)のイの(ア)に掲げる者)	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート	
		畜産経営体向け (様式例3(1))	民間事業者・自治体等向け (様式例3(3))
a	畜産経営を営む農業者 (法人化しているものを除く。)	○	
b	農業協同組合	○	
c	農業協同組合連合会	○	
d	農事組合法人	○	
e	農事組合法人以外の農地所有適格法人	○	
f	株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの。	○	
g	特定農業団体	○	
h	中小企業等協同組合		○
i	一般社団法人又は一般財団法人		○
j	公社		○
k	その他農業者の組織する団体	○	
l	協業組合		○
m	PFI事業者		○
n	地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体		○
o	第3セクター		○
p	消費生活協同組合		○
q	3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体	○	
r	土地改良区		○
s	上記aからrに掲げる法人以外のものであって、(a)自給飼料の生産を主たる事業として営む飼料生産組織、TMRセンターであって直近3年以上の活動実績があること、及び(b)飼料の生産を委託する畜産農家との間で、長期(3年以上)に受委託に関する協定を締結していること	○	
t	その他事業の目的を達成するために特に必要なものとして、理事長が適当と認めたもの		○

注. 借受者には、実施要領第1の2の(1)のウに掲げる再借受者を含む。

2. 経営リリース

	借受者 (実施要領第1の2の(2)のイの(ア)に掲げる者)	みどりのチェックシート(畜産)	環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート (民間事業者・自治体等向け) (様式例3(2))
a	畜産経営を営む農業者 (法人化しているものを除く。)	○	
b	農業協同組合	○	
c	農業協同組合連合会	○	
d	農事組合法人	○	
e	農事組合法人以外の農地所有適格法人	○	
f	株式会社又は持分会社であって農業を主たる事業として営むもの。	○	
g	特定農業団体	○	
h	中小企業等協同組合		○
i	一般社団法人又は一般財団法人		○
j	公社		○
k	その他農業者の組織する団体	○	
l	協業組合		○
m	PFI事業者		○
n	地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農林漁業者が組織する団体が参加する共同事業体		○
o	第3セクター		○
p	消費生活協同組合		○
q	3戸以上の農業を営む個人が構成員となっている任意団体	○	
r	土地改良区		○
s	上記aからrに掲げる法人以外のものであって、(a)自給飼料の生産を主たる事業として営む飼料生産組織、TMRセンターであって直近3年以上の活動実績があること、及び(b)飼料の生産を委託する畜産農家との間で、長期(3年以上)に受委託に関する協定を締結していること	○	
t	その他事業の目的を達成するために特に必要なものとして、理事長が適当と認めたもの		○

注. 借受者には、実施要領第1の2の(2)のウに掲げる再借受者を含む。

2. 食肉リース

借受者 (実施要領第1の2の(2)のイの(ア)のaに掲げる者)		環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート	
		食品関連事業者向け (様式例3(2))	民間事業者・自治体等 向け (様式例3(3))
(a)	食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合(食肉販売事業協)	○	
(b)	食肉販売事業協をもって組織する事業協同組合連合会であって、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの(食肉販売事業連)	○	
(c)	農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を営むもの	○	
(d)	一般社団法人日本畜産副産物協会		○
(e)	公益社団法人日本食肉市場卸売協会		○
(f)	公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を目的とするもの		○
(g)	実施要領第1の2の(2)のイの(ア)のbに掲げる再借受者	○	

3. 食肉リース

借受者 (実施要領第1の2の(3)のイの(ア)のaに掲げる者)		環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート	
		食品関連事業者向け (様式例3(1))	民間事業者・自治体等 向け (様式例3(2))
(a)	食肉の販売業を営む者を組合員とする事業協同組合(食肉販売事業協)	○	
(b)	食肉販売事業協をもって組織する事業協同組合連合会であって、都道府県又は都道府県を越える区域をその地区とするもの(食肉販売事業連)	○	
(c)	農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しており、かつ、食肉の販売を営むもの	○	
(d)	一般社団法人日本畜産副産物協会		○
(e)	公益社団法人日本食肉市場卸売協会		○
(f)	公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、食肉流通の合理化、衛生水準の高度化等を目的とするもの		○
(g)	実施要領第1の2の(3)のイの(ア)のbに掲げる再借受者	○	

3. 生乳リース

借受者 (実施要領第1の2の(3)のイに掲げる者)	環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート		
	畜産経営体向け (様式例3(1))	食品関連事業者向け (様式例3(2))	民間事業者・自治体等向け (様式例3(3))
	農業協同組合又は農業協同組合連合会	○	
(ア)	農業協同組合又は農業協同組合連合会又はこれらを構成員とする団体が集送乳等契約を締結している中小法人であって理事長が認めたもの		○
(イ)	乳業者が直接又は間接の構成員となっている事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は協業組合	○	
(ウ)	農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの	○	
(エ)	公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、酪農の振興を目的とするもの		○
(オ)	牛乳販売店が構成員となっている商工組合	○	
(カ)	乳製品の製造業を行っている個人又は中小法人	○	
(キ)	その他牛乳の流通に関する団体又は中小法人であって、生乳の流通の合理化のために理事長が適当であると認めるもの		○

注. 借受者には、実施要領第1の2の(3)のウに掲げる再借受者を含む。

4. 生乳リース

借受者 (実施要領第1の2の(4)のイに掲げる者)	みどりのチェックシート (畜産)	環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート	
		食品関連事業者向け (様式例3(1))	民間事業者・自治体等向け (様式例3(2))
	農業協同組合又は農業協同組合連合会	○	
(ア)	農業協同組合又は農業協同組合連合会又はこれらを構成員とする団体が集送乳等契約を締結している中小法人であって理事長が認めたもの		○
(イ)	乳業者が直接又は間接の構成員となっている事業協同組合、協同組合連合会若しくは企業組合又は協業組合	○	
(ウ)	農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社であって、農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は独立行政法人農畜産業振興機構がその法人の発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているもの	○	
(エ)	公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって、酪農の振興を目的とするもの		○
(オ)	牛乳販売店が構成員となっている商工組合	○	
(カ)	乳製品の製造業を行っている個人又は中小法人	○	
(キ)	その他牛乳の流通に関する団体又は中小法人であって、生乳の流通の合理化のために理事長が適当であると認めるもの		○

注. 借受者には、実施要領第1の2の(4)のウに掲げる再借受者を含む。



## 別紙 1

一般財団法人畜産環境整備機構における個人情報の取扱について

### 1. 個人情報の取得及び利用について

一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）は、貸付申請書その他の提出書類等を通じて申請者（法人の場合は代表者、必要に応じ保証人、申請者の家族を含む）の情報を以下の目的で取得及び利用します。

- ① 本人確認
- ② 貸付申込の受付、貸付けの審査及び貸付後・貸付け終了後の管理
- ③ 貸付契約の締結、法律等に基づく権利の行使・義務の履行
- ④ 貸付事業に付帯する調査（調査結果は集計・分析したものを個人等が特定されない形で公表することがあります。）
- ⑤ その他の機構の貸付事業の実施

### 2. 第三者への個人情報の提供について

保有する個人情報について、法律等に基づき提供を求められた場合のほか、以下の目的に必要な範囲において第三者に提供することがあります。

- ①借受団体、転貸借受団体、受託団体が行う申請者へ

## 別紙 1

一般財団法人畜産環境整備機構における個人情報の取扱について

### 1. 個人情報の取得及び利用について

一般財団法人畜産環境整備機構（以下「機構」という。）は、貸付申請書その他の提出書類等を通じて申請者（法人の場合は代表者、必要に応じ保証人、申請者の家族を含む）の情報を以下の目的で取得及び利用します。

- ① 本人確認
- ② 貸付申込の受付、貸付けの審査及び貸付後・貸付け終了後の管理
- ③ 貸付契約の締結、法律等に基づく権利の行使・義務の履行
- ④ 貸付事業に付帯する調査（調査結果は集計・分析したものを個人等が特定されない形で公表することがあります。）
- ⑥ その他の機構の貸付事業の実施

### 2. 第三者への個人情報の提供について

保有する個人情報について、法律等に基づき提供を求められた場合のほか、以下の目的に必要な範囲において第三者に提供することがあります。

- ①借受団体、転貸借受団体、受託団体が行う申請者へ

の貸付又は貸付のための事務

- ② 販売業者（施工業者等を含む）からの貸付対象物件の購入
- ③ 貸付物件に係る動産総合保険及び保証保険の契約
- ④ 行政機関（国、都道府県等）による円滑な施策の実施
- ⑤ 独立行政法人農畜産業振興機構及び公益財団法人全国競馬・畜産振興会等への実績報告

注：①の借受団体、転貸借受団体、受託団体とは、農業協同組合（連合会を含む）、都道府県配合飼料価格安定基金協会、都道府県畜産協会など申請者への機構の貸付業務に携わる団体をいう。

上記「一般財団法人畜産環境整備機構の保有する個人情報取扱について」に記載された内容を確認し、同意しました。

令和 年 月 日  
一般財団法人畜産環境整備機構理事長 殿

申込者 住所

の貸付又は貸付のための事務

- ② 販売業者（施工業者等を含む）からの貸付対象物件の購入
- ③ 貸付物件に係る動産総合保険及び保証保険の契約
- ④ 行政機関（国、都道府県等）による円滑な施策の実施
- ⑤ 独立行政法人農畜産業振興機構及び公益財団法人全国競馬・畜産振興会等への実績報告

注：(1) ①の借受団体、転貸借受団体、受託団体とは、農業協同組合（連合会を含む）、都道府県配合飼料価格安定基金協会、都道府県畜産協会など申請者への機構の貸付業務に携わる団体をいう。

(2) 環境リースについては、③の「動産総合保険」を「損害保険」と読み替えるものとする。

上記「一般財団法人畜産環境整備機構の保有する個人情報取扱について」に記載された内容を確認し、同意しました。

令和 年 月 日  
一般財団法人畜産環境整備機構理事長 殿

申込者 住所

氏名 ⑩

(法人の場合、法人名、代表者の役職・氏名をご記入  
ください)  
(ご記入に当たり、自署の場合押印は必要ありませ  
ん。)

氏名 ⑩

(法人の場合、法人名、代表者の役職・氏名をご記入  
ください)  
(ご記入に当たり、自署の場合押印は必要ありませ  
ん。)

別紙 2

畜産経営体が了知している旨の書面  
(発電設備、受電設備等の適切な取扱いに関するチェックシート)

1. 畜産高度化支援リース事業により導入する発電設備の出力又は電力会社等から受電して電気を使用する設備の電圧について、販売業者やメーカーに確認する等により把握していますか。

把握している (A)

発電設備の場合 (出力10kW未満)

太陽電池発電設備の場合 (出力50kW未満)

受電して電気を使用する設備の場合 (電圧600V以下)

把握している (B)

発電設備の場合 (出力10kW以上)

太陽電池発電設備の場合 (出力50kW以上)

受電して電気を使用する設備の場合 (電圧600V超)

注) 該当する項目に☑マークしてください。

2. 上記1の(B)の機械・設備は「自家用電気工作物」

別紙 2

畜産経営体が了知している旨の書面  
(発電設備、受電設備等の適切な取扱いに関するチェックシート)

1. 畜産高度化支援リース事業により導入する発電設備の出力又は電力会社等から受電して電気を使用する設備の電圧について、販売業者やメーカーに確認する等により把握していますか。

把握している (A)

発電設備の場合 (出力10kW未満)

太陽電池発電設備の場合 (出力50kW未満)

受電して電気を使用する設備の場合 (電圧600V以下)

把握している (B)

発電設備の場合 (出力10kW以上)

太陽電池発電設備の場合 (出力50kW以上)

受電して電気を使用する設備の場合 (電圧600V超)

注) 該当する項目に☑マークして下さい。

2. 上記1の(B)の機械・設備は「自家用電気工作物」

に該当し、電気事業法に基づき保安規程の制定・届出・遵守及び電気主任技術者の選任・届出等の義務があります。理解していますか。

理解している

令和 年  
月 日

申込者 氏 名  
(ご記入は自署にてお願いします。法人の場合、法人名及び代表者の役職・氏名をご記入ください。)

様式例 1 [略]

様式例 2 [略]

に該当し、電気事業法に基づき保安規程の制定・届出・遵守及び電気主任技術者の選任・届出等の義務があります。理解していますか。

理解している

令和 年  
月 日

申込者 氏 名  
(ご記入は自署にてお願いします。法人の場合、法人名及び代表者の役職・氏名をご記入ください。)

様式例 1 [略]

様式例 2 [略]

様式例 3 ①

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート  
(畜産経営体向け)

事業名: \_\_\_\_\_  
 組織名・代表者氏名: \_\_\_\_\_  
 住所: \_\_\_\_\_  
 連絡先: \_\_\_\_\_

Ver2.1

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 肥料の適正な保管	<input type="checkbox"/>	⑨	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
②	<input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	⑩	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
③	<input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	<input type="checkbox"/>	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
④	<input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 農業の適正な使用・保管	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/> ※飼料生産を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 農業の使用状況等の記録・保存	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	⑬	<input type="checkbox"/> GAP・HACCPについて可能な取組から実践	<input type="checkbox"/>
⑥	<input type="checkbox"/> 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	⑭	<input type="checkbox"/> アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)	⑮	<input type="checkbox"/> 農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	<input type="checkbox"/>
⑦	<input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑯	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
⑧	<input type="checkbox"/> ※飼養頭数が一定規模以上の場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 家畜排せつ物の管理基準の遵守	<input type="checkbox"/>	⑰	<input type="checkbox"/> ※和牛生産を行っている場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正 競争防止に関する法律の遵守	<input type="checkbox"/>

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。  
 この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。  
 ◆上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>  
 ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。  
 ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。 上記について、確認しましたー□

[追加]

様式例 3 ②

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート  
(食品関連事業者向け)

事業名: \_\_\_\_\_ Ver2.1  
 組織名・代表者氏名: \_\_\_\_\_  
 住所: \_\_\_\_\_  
 連絡先: \_\_\_\_\_

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑩	<input type="checkbox"/> ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
②	<input type="checkbox"/> (2) 適正な防除 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合(該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
③	<input type="checkbox"/> (3) エネルギーの節減 工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/> (7) 環境関係法令の遵守等 みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
④	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	⑬	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
⑤	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑭	<input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
⑥	<input type="checkbox"/> (4) 悪臭及び害虫の発生防止 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑮	<input type="checkbox"/> ※機械等を扱う事業者である場合(該当しない □) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
⑦	<input type="checkbox"/> (5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分 ※と畜場でない場合(と畜場である □) 食品ロスの削減に努める	<input type="checkbox"/>	⑯	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
⑧	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>			
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
⑨	<input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>			
	申請時 (します)	報告時 (しました)			

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

＜報告内容の確認と個人情報取り扱いについて＞  
 ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象者を抽出し、実施状況の確認を行います。  
 ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供することはありません。 上記について、確認しました。

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑯の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

様式例 3 ①

団体名 \_\_\_\_\_ 借受者名 \_\_\_\_\_ チェック年月日 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 年 月 日

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (食品関連事業者向け)

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑩	<input type="checkbox"/> ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合(該当しない □) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
②	<input type="checkbox"/> (2) 適正な防除 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討(再掲)	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合(該当しない □) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
③	<input type="checkbox"/> (3) エネルギーの節減 工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	⑫	<input type="checkbox"/> (7) 環境関係法令の遵守等 みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
④	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	<input type="checkbox"/>	⑬	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
⑤	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑭	<input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
⑥	<input type="checkbox"/> (4) 悪臭及び害虫の発生防止 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>	⑮	<input type="checkbox"/> ※機械等を扱う事業者である場合(該当しない □) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
⑦	<input type="checkbox"/> (5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分 ※と畜場でない場合(と畜場である □) 食品ロスの削減に努める	<input type="checkbox"/>	⑯	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
⑧	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>			
	申請時 (します)	報告時 (しました)			
⑨	<input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>			
	申請時 (します)	報告時 (しました)			

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑯の※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

### 様式例 3 ③

#### 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

事業名: \_\_\_\_\_  
 組織名・代表者氏名: \_\_\_\_\_  
 住所: \_\_\_\_\_  
 連絡先: \_\_\_\_\_

Ver2.1

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑦	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
			⑧	<input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>	⑨	<input type="checkbox"/> ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
			⑩	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/> オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
			⑫	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
			⑬	<input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしない (照明、空調、ウォームビ ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用 等) ように努める	<input type="checkbox"/>	⑭	<input type="checkbox"/> ※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	<input type="checkbox"/>	⑮	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)			
⑥	<input type="checkbox"/> ※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>			

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には口をチェックしてください。  
 この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。  
 ◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合が  
 あるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。

<報告内容の確認と個人情報の取り扱いについて>  
 ・本チェックシートにて報告された内容については、農林水産省が対象  
 者を抽出し、実施状況の確認を行います。  
 ・記入いただいた個人情報については、本チェックシートの実施状況確  
 認のために農林水産省で使用し、ご本人の同意がなければ第三者に提供  
 することはありません。 上記について、確認しました

### 様式例 3 ②

団体名 \_\_\_\_\_ 借受者名 \_\_\_\_\_ チェック年月日 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ 年 月 日

#### 環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート (民間事業者・自治体等向け)

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
①	<input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	<input type="checkbox"/>	⑦	<input type="checkbox"/> プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	<input type="checkbox"/>
			⑧	<input type="checkbox"/> 資源の再利用を検討	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
②	<input type="checkbox"/> ※農産物等の調達を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討 (再掲)	<input type="checkbox"/>	⑨	<input type="checkbox"/> ※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 生物多様性に配慮した事業実施に努める	<input type="checkbox"/>
			⑩	<input type="checkbox"/> ※特定事業場である場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
③	<input type="checkbox"/> オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	<input type="checkbox"/>	⑪	<input type="checkbox"/> みどりの食料システム戦略の理解	<input type="checkbox"/>
			⑫	<input type="checkbox"/> 関係法令の遵守	<input type="checkbox"/>
			⑬	<input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	<input type="checkbox"/>
④	<input type="checkbox"/> 省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしない (照明、空調、ウォームビ ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用 等) ように努める	<input type="checkbox"/>	⑭	<input type="checkbox"/> ※機械等を扱う事業者である場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 機械等の適切な整備と管理に努める	<input type="checkbox"/>
⑤	<input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	<input type="checkbox"/>	⑮	<input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める	<input type="checkbox"/>
申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)			
⑥	<input type="checkbox"/> ※肥料・飼料等の製造を行う場合 (該当しない <input type="checkbox"/> ) 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	<input type="checkbox"/>			

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には口をチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。  
 ◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などをご確認ください。